

(12) 料金表 武道館

運動施設 (第一道場、第二道場、弓道場 (近的射場・遠的射場))

(1) 普通 (個人) 利用 (単位: 円)

利用者区分	普通 (個人) 利用の場合		普通 (回数券) 利用の場合	
	単位	利用料	単位	利用料
高校生等以下	1人1回	210円	11回/1冊	2,100円
大人	1人1回	430円	11回/1冊	4,300円

利用区分は、次のとおりとする。

※1. 午前とは、9:00～13:00までをいう。

※2. 午後とは、13:00～17:00までをいう。

※3. 夜間とは、17:00～21:00までをいう。

(2) 専用 (団体) 利用 (単位: 円)

利用目的Aは、アマチュアスポーツに利用。 利用目的Bは、アマチュアスポーツ以外に利用。

施設名	施設規模	利用範囲	利用目的		午前	午後	夜間	時間外料金	
					9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00	9:00以前	21:00以降
第一道場	柔道剣道兼用6面	全面	A	入場料を徴収しない	8,580 (4,290)	12,800 (6,400)	17,100 (8,550)	3,210 (1,600)	6,410 (3,200)
				入場料を徴収する	42,800 (21,400)	64,100 (32,050)	85,500 (42,750)	16,050 (8,020)	32,060 (16,030)
			B	入場料を徴収しない	51,400 (25,700)	77,000 (38,500)	101,000 (50,500)	19,270 (9,630)	37,870 (18,930)
				入場料を徴収する	256,000 (128,000)	385,000 (192,500)	513,000 (256,500)	96,000 (48,000)	192,370 (96,180)
		2/3面	A	入場料を徴収しない	5,720 (2,860)	8,550 (4,270)	11,400 (5,700)	2,140 (1,070)	4,270 (2,130)
				入場料を徴収する	28,600 (14,300)	42,700 (21,350)	57,000 (28,500)	10,720 (5,360)	21,370 (10,680)
			B	入場料を徴収しない	34,300 (17,150)	51,300 (25,650)	68,400 (34,200)	12,860 (6,430)	25,650 (12,820)
				入場料を徴収する	171,000 (85,500)	256,000 (128,000)	342,000 (171,000)	64,120 (32,060)	128,250 (64,120)
		1/3面	A	入場料を徴収しない	2,860 (1,430)	4,270 (2,130)	5,700 (2,850)	1,070 (530)	2,130 (1,060)
				入場料を徴収する	14,200 (7,100)	21,300 (10,650)	28,500 (14,250)	5,320 (2,660)	10,680 (5,340)
			B	入場料を徴収しない	17,100 (8,550)	25,600 (12,800)	34,200 (17,100)	6,410 (3,200)	12,820 (6,410)
				入場料を徴収する	85,500 (42,750)	128,000 (64,000)	171,000 (85,500)	32,060 (16,030)	64,120 (32,060)
第二道場	柔道剣道兼用4面	A	入場料を徴収しない	5,720 (2,860)	8,640 (4,320)	11,300 (5,650)	2,140 (1,070)	4,230 (2,110)	
			入場料を徴収する	28,600 (14,300)	43,100 (21,550)	56,500 (28,250)	10,720 (5,360)	21,180 (10,590)	
		B	入場料を徴収しない	34,300 (17,150)	51,800 (25,900)	67,800 (33,900)	12,860 (6,430)	25,420 (12,710)	
			入場料を徴収する	171,000 (85,500)	258,000 (129,000)	339,000 (169,500)	64,120 (32,060)	127,120 (63,560)	
弓道場	近的射場 12人立ち	A	入場料を徴収しない	2,020 (1,010)	3,040 (1,520)	4,050 (2,020)	750 (370)	1,510 (750)	
			入場料を徴収する	10,100 (5,050)	15,100 (7,550)	20,200 (10,100)	3,780 (1,890)	7,570 (3,780)	
		B	入場料を徴収しない	12,100 (6,050)	18,200 (9,100)	24,200 (12,100)	4,530 (2,260)	9,070 (4,530)	
			入場料を徴収する	60,800 (30,400)	91,300 (45,650)	121,000 (60,500)	22,800 (11,400)	45,370 (22,680)	
	遠的射場 6人立ち	A	入場料を徴収しない	2,020 (1,010)	3,040 (1,520)	4,050 (2,020)	750 (370)	1,510 (750)	
			入場料を徴収する	10,100 (5,050)	15,100 (7,550)	20,200 (10,100)	3,780 (1,890)	7,570 (3,780)	
		B	入場料を徴収しない	12,100 (6,050)	18,200 (9,100)	24,200 (12,100)	4,530 (2,260)	9,070 (4,530)	
			入場料を徴収する	60,800 (30,400)	91,300 (45,650)	121,000 (60,500)	22,800 (11,400)	45,370 (22,680)	

() 内金額は、高校生等以下の料金

☆ 注意事項: 施設目的以外に使用する場合は、B料金となる。

※1 「午前」と「午後」の利用を「1日」という。「午前」から「夜間」までの利用を「終日」という。

※2 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校、その他の施設の学生及び生徒をいう。

(3) 会議室・諸室 (単位：円)

施設名	収容人数	午前 9:00～ 13:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:00～21:00	時間外料金 (1時間当)	
					9:00以前	21:00以降
会議室 1	100名程度	3,230 (1,610)	4,030 (2,010)	4,030 (2,010)	1,210 (600)	1,510 (750)
会議室 2	100名程度	3,230 (1,610)	4,030 (2,010)	4,030 (2,010)	1,210 (600)	1,510 (750)
会議室 3	21名程度	1,330 (660)	1,550 (770)	1,550 (770)	490 (240)	580 (290)
会議室 4	21名程度	1,330 (660)	1,550 (770)	1,550 (770)	490 (240)	580 (290)

施設名	収容人数	1時間につき	時間外料金 (1時間当)
師範室 1	12名程度	100 (50)	150 (70)
師範室 2	12名程度	100 (50)	150 (70)
控室	12名程度	100 (50)	150 (70)
役員控室	4名程度	100 (50)	150 (70)

() 内金額は、高校生等以下の料金

- ※1 「午前」と「午後」の利用を「1日」という。「午前」から「夜間」までの利用を「終日」という。
 ※2 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校、その他の施設の学生及び生徒をいう。
 ※3 入場料を徴収して専用(団体)利用する場合の料金は2倍となる。

(4) 付属設備及び器具 (単位：円)

設備名	利用施設	利用範囲	1時間につき
照明設備	第一道場	全 灯	310 (150)
		2 / 3 灯	200 (100)
		1 / 3 灯	100 (50)
	第二道場		200 (100)
	弓道場	近的射場	20 (10)
遠的射場		20 (10)	

設備名	利用施設	1時間につき
冷房設備	第一道場	4,840 (2,420)
	第二道場	1,410 (700)
暖房設備	第一道場	5,550 (2,770)
	第二道場	1,770 (880)

器具名	利用施設	1時間につき
移動式電光 掲示板	全 館 (1台)	250 (120)

設備名	利用施設	1日1回につき	
放送設備	第一道場	5,610 (2,800)	
	第二道場	1,020 (510)	
	弓道場	近的射場	1,020 (510)
		遠的射場	1,020 (510)

器具名	利用施設	1日1回につき	
フロア シート	第一道場	3,210 (1,600)	
	第二道場	2,000 (1,000)	
	弓道場	近的射場	50 (20)
		遠的射場	80 (40)

() 内金額は、高校生等以下の料金

- ※1 「午前」と「午後」の利用を「1日」という。「午前」から「夜間」までの利用を「終日」という。
 ※2 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校、その他の施設の学生及び生徒をいう。
 ※3 入場料を徴収して専用(団体)利用する場合の料金は2倍となる。